

議案第 1 2 号

君津市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

君津市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 2 7 年 8 月 5 日 提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

君津市都市公園内の有料公園施設の使用に係る料金を指定管理者の収入として収受させる利用料金制度を導入するため、君津市都市公園条例（昭和 4 7 年君津市条例第 1 4 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市都市公園条例の一部を改正する条例

君津市都市公園条例（昭和47年君津市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第28条第2号中「使用料の徴収等」を「使用に係る料金（以下「利用料金」という。）」に改める。

第34条中「第32条」を「第35条」に改め、同条を第37条とし、第33条を第36条とする。

第32条の前の見出しを削り、同条を第35条とし、同条の前に見出しとして「（罰則）」を付する。

第31条を第34条とし、第30条を第33条とし、第29条の次に次の3条を加える。

（利用料金）

第30条 第27条第1項の規定により指定管理者に有料公園施設の管理運営を行わせる場合において、第8条第2項の規定により有料公園施設の使用の許可を受けた者は、第12条の規定にかかわらず、指定管理者に対し、利用料金を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表第3に定める使用料の額を上限として指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

（利用料金の還付）

第31条 既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（利用料金の減免）

第32条 指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

別表第3中「第12条」の次に「、第30条第2項」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に使用許可を受けている者の当該使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

君津市都市公園条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第28条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 有料公園施設の<u>使用に係る料金</u>（以下「<u>利用料金</u>」という。） に関する業務</p> <p>(3)～(5) 省略</p> <p><u>(利用料金)</u></p> <p>第30条 第27条第1項の規定により指定管理者に有料公園施設の管理運営を行わせる場合において、第8条第2項の規定により有料公園施設の使用の許可を受けた者は、<u>第12条の規定にかかわらず、指定管理者に対し、利用料金を支払わなければならない。</u></p> <p>2 <u>利用料金の額は、別表第3に定める使用料の額を上限として指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。</u></p> <p>3 <u>利用料金は、指定管理者の収入とする。</u></p> <p><u>(利用料金の還付)</u></p> <p>第31条 <u>既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(利用料金の減免)</u></p> <p>第32条 <u>指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(都市公園の区域の変更及び廃止)</p> <p>第33条 省略</p> <p>(委任)</p>	<p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第28条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 有料公園施設の<u>使用料の徴収等</u> に関する業務</p> <p>(3)～(5) 省略</p> <p>(都市公園の区域の変更及び廃止)</p> <p>第30条 省略</p> <p>(委任)</p>

第34条 省略

(罰則)

第35条 省略

第36条 省略

(権限の代行)

第37条 法第5条の3の規定により市長に代わってその権限を行う者は、第35条の規定の適用については、市長とみなす。

別表第3 (第12条、第30条第2項)

省略

第31条 省略

(罰則)

第32条 省略

第33条 省略

(権限の代行)

第34条 法第5条の3の規定により市長に代わってその権限を行う者は、第32条の規定の適用については、市長とみなす。

別表第3 (第12条_____)

省略